

○田島（一）委員 民進党の田島一成でございます。

きょうは、外務委員会にお邪魔をして、三十分時間を頂戴いたしました。御理解いただきました理事ほか委員の皆様にご感謝を申し上げたいと思います。

外務委員会、大変久しぶりでございます。間口が広くて、多岐にわたる議論を短い時間でやらなければならない、大変御苦勞を察するところでもございます。

私、日ごろ環境委員会に所属しておりますので、ちょうど先週、国内法の審議をさせていただき、賛成、可決させていただいたところでありますが、この名古屋議定書、さらには名古屋・クアラルンプール補足議定書について、大臣以下関係の皆様にお尋ねをさせていただきたいと思います。

忘れもしない、この名古屋議定書、さらには名古屋・クアラルンプール補足議定書が成立いたしましたのは、二〇一〇年の秋でありました。当時、私どもは政権をお預かりしておりまして、その前年には、私も環境省の副大臣として事前交渉等々でE U等に出張する機会も随分ありました。大変厳しい中での交渉を経て成立をさせた生物多様性条約の第十回締約国会議、今回、そのことを振り返りながら、思い出しながらお尋ねをさせていただきたいと思っております。

今ほども申し上げたように、今回のこの名古屋議定書、さらには補足議定書が採択をされましたのは二〇一〇年の十月であります。早いもので、もう六年以上がたちました。過日の国内法の整備のときにも同僚議員から質問がありましたけれども、外務大臣、国際交渉の中では、やはりきちっと批准、また採択をしていくということが一番求められていく。とりわけ議長国であったあの当時、C O P 10、それからM O P 5等々を考えると、なぜこんなに六年以上もおくれてしまったのか、その点についての御意見、また御感想も含めてお伺いをまずさせていただきたいと思います。

○岸田国務大臣 まず、名古屋・クアラルンプール補足議定書、この補足議定書は、二〇〇〇年に採択されましたバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書を補足するものであります。

そして、そのカルタヘナ議定書ですが、これは、我が国における国内実施は、カルタヘナ法、正式には遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、これによって担保されているという仕組みになっています。そして、このカルタヘナ議定書を補足する本補足議定書ですが、この締結に先立っては、国内措置をしっかり整備しなければなりません。現行のカルタヘナ議定書の国内担保法でありますカルタヘナ法の改正について検討を行ったわけですが、改正を行うことの正否、あるいは改正を行う場合の内容、こういったものについて慎重な検討を行ってきた、その時間を要したということだと考えています。

具体的には、専門家から構成される委員会等を通じて関係者との丁寧な調整を行いつつ、関係省庁間での検討を進めてきました。その結果、今般、国内実施を担保するためのカルタヘナ法を改正することについて、関係省庁間で最終的な取りまとめを行うに至りました。そして、今次国会に締結することをお諮りすることになった、こういった次第であります。

○田島（一）委員 今回の議定書採択、そして国内法の整備の段取りからすると、去年でも十分に本当は出せたんだろうなと私は率直な印象を実は持っております。

国内での調整に手間取ったと言えば、それ一言で片づけてしまえるわけでありましてけれども、議長を務めたあのC O P 10のことに思いをはせれば、やはり一刻も早くというのが私どもの正直な思い、願いであ

りました。とはいえ、ことし、今国会でこうして提出をされたわけでありますから、一日も早く、成立に向けた、また批准に向けた動きを加速化していただきたいという思いで、次の質問に入らせていただきたいと思ひます。

さて、この補足議定書のタイトルであります。

正式名称は、ザ・ナゴヤ・クアラルンプール・サプリメンタリー・プロトコール・オン・ライアビリティー・アンド・リドレス・ツー・ザ・カルタヘナ・プロトコール・オン・バイオセーフティーという英語名がつけられているんですけども、この英語名をどのように訳していくのか、これは外務省の専権事項であります。外務省の国語力が試されるものがこの英訳であります、私、どうもこの補足議定書の正式名称の訳がしっくりこないんですね。

先ほども大臣が御説明いただいたとおり、今回のこの目標というのは、生態系の維持、回復というのが本来の目的であります。ところが、ライアビリティー・アンド・リドレスの和訳が責任と救済というふうになっているわけであります。リドレスと言われると救済というふうに私たちもかつて覚えたわけでありますが、どうも受験英語でそのまま和訳をされたのかなとさえ思う節があります。

今回必要なのは、救済というようなニュアンスよりも、修復であるとか回復というニュアンスの方がしっくりくるのではないかというふうに思うわけであります。

ぜひ、参考人にお伺いいたしますけれども、あえて本来のこの議定書の内容、目的にありませう修復でありますとか回復という訳を避けられたのかどうか、救済という和訳に決定されたその経緯や理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○相星政府参考人 お答えいたします。

ただいま委員から御指摘のあったライアビリティー・アンド・リドレスという本補足議定書中の名称に関しましては、我が国が一九九三年に締結いたしました生物多様性条約にさかのぼるものと考えております。

この生物多様性条約では、ライアビリティー・アンド・リドレスの後にインクルーディング・リストレーション・アンド・コンペンセーションという文言がございます、要は、リストレーションそしてコンペンセーションを含む概念としてのリドレス。

ですから、まさに今委員が御指摘のありました回復や修復、それに補償といったようなものを含む、より幅広い概念としてのリドレスということで、九三年、生物多様性条約の和訳をするに当たっては、責任及び救済と。この救済が原状回復及び補償を含むという形の訳になっているということに端を発して、それを踏まえた形での訳になっていると考えております。

○田島（一）委員 今、バイオダイバーシティーの話までさかのぼっていただいたの御説明をいただきました。時々、なかなかそのワードの訳というのを変えにくいというのは理解をするところではありますけれども、どうもバイオダイバーシティーにあつては、その補償であるとか回復、そういったものも全て入つての救済であるんですけども、この補足議定書の部分にあつては、どうも何を救済するのかというような問いになかなか答えにくいのではないかという印象を私は持ちました。

生態系の救済とは、イメージがなかなかできないですね。日本語が複雑過ぎる、非常に意味が多様、多岐にわたるといふところに問題があるのかもしれませんが、この日本語の和訳一つで条約や議定

書等々が持つイメージが大きく変わってしまいかねないということを、ぜひ神経をとがらせていただきたいなというのが私どものお願いであります。

もう今さらこの和訳を変えろなんてことを詰め寄るつもりも毛頭ございませんが、やはり救済というよりは、回復であるとか修復という言葉の方が本来は適切であろうという認識を私は持ちました。これを否定されますか、お答えいただけますか。

**○相星政府参考人** 九三年の和訳に当たっての、関係者もいろいろ知恵を絞った結果だろうと考えております。

リドレスというのは、救済あるいは是正といった、より広い概念が適当だと思うんですけども、ここで、原状回復及び補償を含むもので、また修復、回復ということもなかなか、それが含む概念として適当かどうかという点もあろうかという、それがゆえに、リドレスというのを救済というふうに和訳を当てたんだらうと考えております。

**○田島（一）委員** 堂々めぐりになりそうなので、もうこの点についてはこれ以上問うことはいたしません。が、ぜひ、先ほども申し上げたとおり、和訳一つで意味が大きく変わっていく可能性もあります。先人がつけた和訳にけちをつけるつもりもありませんけれども、やはりその時々に応じた適切な言葉をぜひ当てていただきたい、そのことを強くお願いしておきたいと思っております。

さて、この補足議定書の交渉経緯を振り返ってみますと、大変な、激動と言ってもいいぐらいの足跡が残っております。

交渉期限が二〇〇八年までというふうに定められている中で、作業部会は五回にわたって、それでも足りず一回の特別会合が開催をされましたが、交渉期限を過ぎてさらに追加会合が四回も開催をされ、やっとの思いで二〇一〇年のMOP5で採択をされた、それがこの名古屋・クアラルンプール補足議定書であります。

当時の交渉を振り返ってみますと、遺伝子組み換え作物等を輸出する国の国家としての責任や国際的な民事責任制度などの必要性を求める途上国と、その一方で、それに対する慎重姿勢を一向に崩さなかった遺伝子組み換え作物の輸出国や先進国、その間で相当な意見対立がありました。それがゆえに、これだけでもつれにもつれた交渉だったというふうに思っております。

振り返っていただきたいんですけども、当時、我が国はどのような立場で臨んできたのか、ぜひ皆さんにもお示しをいただきたいという思いを持っておりますので、改めて、どのような立場で交渉に臨み、どのような姿勢で臨んだのかをお聞かせいただけますか。

**○相星政府参考人** ただいま委員御指摘のとおり、名古屋・クアラルンプール補足議定書の交渉におきましては、遺伝子組み換え作物の輸出国と輸入国の間の意見の対立が深刻にあったと承知しておりますし、この交渉自体も決裂の瀬戸際までいったというような報道もあったやに記憶しております。

我が国は、生物多様性に対する安全性を確保しつつ遺伝子組み換え作物の円滑な国際取引を実現すべきという立場から、この両者の間の意見調整に鋭意努めた次第です。

それで、議長国として臨んだ名古屋で行われましたカルタヘナ議定書の第五回締約国会合では、実効的でバランスのとれた国際的な枠組みを構築するということで、さまざまな議論の調整、そして収れんを図り、本補足議定書の採択に議長国として貢献することができたと考えております。

○**田島（一）委員** 議長国であったがゆえに、どちらにくみすることもなく、公平中立な姿勢を貫いた、言いかえればラッキーだったのかなとさえ実は私は思っております。

実は、この日本、遺伝子組み換え作物の最大規模の輸入国でもあります。一方で、先進国でもあるわけですから、置かれていた立場というのは非常に苦しかったに違いないと推察いたします。その中で、議長国という公平中立を求められる立場がゆえに、あの当時は、調整、とにかく成立をさせる、議定書を採択するというところにエネルギーを注いできたかのように私は振り返らせていただいているところであります。

実際に、この日本にも多くの遺伝子組み換え作物が送られてきているというふうに申し上げましたが、主要遺伝子組み換え作物の輸出国でありますアメリカ、オーストラリア、カナダ、そしてアルゼンチンなど、こうした主要国については、カルタヘナ議定書はもちろんのこと、名古屋・クアラルンプール補足議定書にも参加をしております。アメリカに至っては、バイオダイバーシティ、生物多様性条約すら締結をしていないという、こんな状況にあります。

こうした遺伝子組み換え作物の主要輸出国が入っていない中で、果たして、今議論をさせていただいているカルタヘナ議定書、名古屋・クアラルンプール補足議定書が効力を発揮していくのかどうか、主要GM輸出国が参加する見通しが立たないのか、立っているのか、その点の御見解をまずお聞かせいただけますでしょうか。

○**相星政府参考人** ただいま委員から御指摘のありました遺伝子組み換え作物の主要輸出国に関しましては、現時点で、カルタヘナ議定書あるいは名古屋・クアラルンプール補足議定書を締結する具体的な見通しは立っていないものと承知しております。

○**田島（一）委員** 過日、昨年にも議論いたしましたパリ協定も含め、今回、トランプ大統領が就任したことによって、こうした環境を軸とする条約、議定書等々のアメリカの批准というのは非常に、より困難をきわめ出したというふうを考えているところでもあります。

さあ、これから日本として、かつては議長国も務め、まとめ上げたこの補足議定書であります、アメリカだけでなく、オーストラリアやカナダ等々の主要GM輸出国に対して、どのような姿勢で対応、向き合っているのか、また、この参加を積極的に呼びかけていくという覚悟や決意はありなのか、大臣、お聞かせいただけますでしょうか。

○**岸田国務大臣** 委員御指摘のように、我が国は、今日まで、この課題に対して生物多様性を重視する立場から積極的に貢献を行ってきました。

米国を含め、生物多様性条約あるいはカルタヘナ議定書の非締約国もオブザーバーとして参加する国際会議の場等において、世界の生物多様性の確保を図るためには国際的に協調して対応することが重要である、こうしたことを訴えてきました。

我が国はこれまで、遺伝子組み換え作物の輸出国と輸入国との間のバランスのとれた国際的枠組みの実現を目指してきました。今後も、非締約国を含む各国に対しまして、遺伝子組み換え生物の適切な管理を通じた生物多様性の保全の重要性について積極的に発信していくべきであると考えます。

ぜひ、先ほど申し上げたように、非締約国も参加する国際会議の場等を積極的に活用しながら、我が国の立場を発信していきたい、このように考えます。

○田島（一）委員 本当に、環境政策におけるアメリカの姿勢というのは、この生物多様性のみならず気候変動も含めて、非常に今危うい状況にあります。

そんな中で、日本としてアメリカをどう論し、どう説得し、どう理解をさせていくのかというのは非常に重要な課題でもありますし、大変御苦勞をいただく話だろうというふうにも拝察をいたしますが、日本がリーダーシップをとって、アメリカを初めとする主要GM輸出国の理解、協力、参加を呼びかけていかなければ、なかなかこの正しい救済、さらには責任を果たしていくとはかなわないというふうに私は考えます。

今、どうしてこの主要GM輸出国の協力をいただかなければならないのかについて、皆様の一つ御紹介を申し上げたいと思います。

遺伝子ドライブ技術、ゲノム編集技術、耳にされた方、いらっしゃいますでしょうか。新しいバイオテクノロジーを用いた生物が、今、種の絶滅を招き、生物多様性に非常なる甚大な影響を及ぼしかねないという事態に見舞われております。

皆さんも記憶にあらうかと思えますけれども、ジカ熱やデング熱など、人の命の危険にかかわるさまざまな病原体を媒介しているのは蚊であります。モスキート、蚊です。

この蚊のいわゆる染色体さらにはゲノム等々の編集技術を使った遺伝子ドライブと呼ばれる技術を使って、蚊の雌になる機能を破壊させて、野生種と交雑を起こしたとき雄しか生まれてこない、次の世代、そのまた次の世代がゲノム編集のCRISPR・Cas9遺伝子を組み込んで、世代を超えて雌になる機能を破壊していくというのが、実はもう既に研究が進められています。雌は生まれてこない。したがって、たった数匹のゲノム編集された蚊を放つだけで、最終的にはその種は絶滅してしまうということになります。

ジカ熱であるとかデング熱等々、人の命の危険にかかわる病原体を媒介するわけですから、遺伝子ドライブはとても効果的だと評価される一方で、この目覚ましく進歩している科学の一分野は、人の健康に関するだけでなく、自然保護の方面からも実は大きな議論を呼んでおります。これらの技術は、生物のDNAに人が手を加えてその生態系を変化させることと密接な関係にあります。

いずれ、これからのMOPでリスク評価の議論等々が起こってくるだろうというふうにご考えられていますけれども、日本でこうしたゲノム編集技術や遺伝子ドライブ技術の進歩についてどの程度対応をされているのか、非常に気になるところでもあります。

この日本では、デング熱やジカ熱がウイルスを媒介して感染するといったようなレベルには今ありません。ですから、国内感染が拡大をするということが想定できないので、案外まだまだこの研究や省庁間での意思統一といったものの議論が進められていないのではないかとこのように類推するわけがあります。

しかし、蚊に国境はありません。パスポートなしに世界どこへでも飛んでいく可能性もあります。蚊だけの問題とも言えません。こういった研究が一方で遺伝子組み換え先進国によってどんどん広がっていくとするならば、単にジカ熱やデング熱を撲滅するという医療等々の分野だけの問題では済まなくなってくる、末恐ろしい話にまで展開するというふうに私は考えるわけがあります。

今、国内で、それこそ分野は各省にまたがっているのかもしれませんが、どのレベルまでこの遺伝子ドライブ技術やゲノム編集技術の知見を集積されているのか、また、各省で統一的な対応をとるとい

う姿勢で今臨んでおられるのかどうか、その事実だけをまずお聞かせいただけませんかでしょうか。

○**亀澤政府参考人** お答えいたします。

ただいまお話のありました、新しい技術の中には御指摘のような懸念を招き得るものがある、そういう御意見があることは承知をしております。

その関連では、昨年八月に中央環境審議会の遺伝子組換え生物等専門委員会から報告をされましたカルタヘナ法の施行状況の検討結果の中で、新しい技術の利用により得られた生物であって、現行のカルタヘナ法の規制対象とならない生物の取り扱いについては、最新の科学的な知見や国際的な動向を踏まえつつ、慎重に検討する必要があるとされたところでございます。

このため、環境省といたしましては、新しい技術を用いて得られる生物に関しては、国際的な議論の動向にも留意しながら、最新の研究や科学的な情報の収集等をしてまいりたいと思ひますし、それを通じて、生物多様性への影響の可能性はあるのかないか、そういう観点から、今後の取り扱いを、関係各省とも連携して、引き続き検討してまいりたいと思ひます。

○**田島（一）委員** 何年たっても同じ答弁ばかり繰り返しては、これは本当に前に進まないんですね。そうこうしているうちに、この遺伝子組み換え技術等々は際限なく、また、皆さんが追いつこうとしてもさらにその前を走っていく、今そういう事態にあります。しかも、そういったところは、条約、議定書を批准せずに、生物多様性への影響等々も考えずに開発や研究を進めているという点を、私どもは大変未恐ろしく感じるところでもあります。

だからこそ、外務大臣に先ほど申し上げたとおり、この主要GM輸出国また開発研究大国にしっかりとした警鐘を鳴らしていただく必要があるんだというふうに私は認識をしております。

大臣、今私の方から御紹介をさせていただきましたこのゲノム編集技術や遺伝子ドライブ技術等々のリスクを考えると、国内でしっかりとその研究や知見を進めていくこと、また省庁間での認識を共有していくことも一方でもちろん大切であります。その一方で、研究をさらに加速化させていくアメリカを初めとするGM主要国に対するメッセージなるものは、メッセージを超えたいわゆる警鐘を鳴らしていく、そんな立場にあるのではないかとというふうに私は考えますが、最後に、大臣、どのようにお考えか、もう一度改めてお聞かせいただけないでしょうか。

○**岸田国務大臣** 生物多様性という観点から、遺伝子組み換え技術の大変大きな影響、そして、こうしたことへの取り組みの重要性について、委員の方からいろいろ御指摘いただきました。大変大きな関心を持って話を聞かせていただきました。

この遺伝子組み換えの技術につきましては、生物多様性という観点のみならず、いろいろな観点から、この問題に対する関心が寄せられ、研究が行われていると思ひます。

私自身も、もう二十年ほど前ですが、当時、衆議院の中に、遺伝子組み換え食品の表示問題に関する小委員会という委員会が設けられたことがありました。その際に私は小委員長を務めさせていただきました、食の安全という切り口からこの技術について議論したのを、今改めて思い返しておりました。

本当に、今回の議論は生物多様性という観点であります。この技術が我々国民にとって、いろいろな切り口から、さまざまな大きな影響を与えているんだなということを改めて強く感じています。こうした問題意識は委員と共有していると思ひます。

具体的な取り組みにつきましては、先ほど答弁の中にもありましたが、ぜひ、関係省庁としっかりと連携しながら、この問題について取り組みを続けていきたい、このように考えます。(田島(一)委員「主要国については」と呼ぶ)

そして、その問題意識のもとに、主要国、米国を初めとする輸出国がこの問題に真剣に取り組まなければ、こうした実態は変わらないと認識をいたします。

そういった見地から、主要国に対してどのように働きかけていくべきなのか。先ほど、国際会議等を通じて我が国の主張をしっかりと訴えていくべきだということを示し上げたわけですが、具体的にどのように働きかけていくのか、ぜひ、こういった点についても、実情をしっかりと把握しながら検討を続けていくべき課題であると考えます。

○田島(一)委員 大臣が遺伝子組み換え食品の表示にかかわっていらっしゃったとは存じませんので、大変生意気なことを申し上げました。

御承知のことと思いますが、今日本で販売されている菜種油の菜種は、九九・九%が海外から輸入されています。そして、その大半、いえ、全てと言っても過言ではありません、遺伝子組み換え菜種であります。しかし、その菜種油の食品表示には、遺伝子組み換え菜種使用とは一切書かれておりません。その点については、小委員長をなさった大臣に対して、ちょっと残念でなりません。

今、この遺伝子組み換え菜種が、日本の主要港に水揚げをされて、製油工場にトラックで運ばれているのですが、その移動中に、遺伝子組み換え菜種が道路上にまき散らされ、ひとり生えしているケースが随分たくさん報告されています。(発言する者あり) そうです。隣の中川先生の地元、四日市港で水揚げされた菜種は、国道二十三号線沿線では、単年草であるにもかかわらず、二年物、三年物と、大きな幹で大変膨らんできております。しかも、菜種だけではなく、類の同じである種に、いわゆる交雑をもう既に図ってきています。影響はないと農水省も環境省もおっしゃいますが、この遺伝子組み換え食品、遺伝子組み換え生物の影響が不安や心配を引き起こすからこそ、今回のこの名古屋議定書、さらには、名古屋・クアラルンプール補足議定書につながってきているわけであります。

主要輸入国である日本という立場、そして、アメリカと同盟関係にあり、きちっと意見が交わせる立場、こうした立場をフルに使っていただけるのは、遺伝子組み換え食品表示の小委員長までなさった岸田大臣だと私は信じてやみません。大臣の御活躍を心から、心から期待を申し上げて、質問を終わります。